

色彩環境論（10）

景観保全と色彩誘導について・金沢②

—原色の建物問題—

山 岸 政 雄

はじめに

原色（Primary colors）とは三原色またはそれに近いはっきりした色光の三原色（赤、緑、青紫）色刺激と吸収媒質であるシアン（青緑）、マゼンタ（赤紫）黄の絵具の三原色の総称である。

その心的、知覚的印象は、はっきり、或いはあきらかなさま、またははっきりとみえる分明なさま、さわやかですっきりしている、たしかなさま、あいまいなところがないなどである。

しかしながら明快な色彩科学の定義を得ている原色も、その色彩使用と選択の適否によっては視覚環境破壊の要因と見做される。それゆえに今日の環境比較では、原色の使用はその看板や建物に関わって騒色と言われるほどその可知差異が、わが国のみならず国際的にも問はれている。

このような色彩様相拡散の事由については、都市周縁の拡張問題との関わりから金沢市及びその周辺を事例に既報¹でも論じた。本稿ではさらに、都市中心部の視覚環境が所謂原色の建物によってどのような変化を受けているかについて、下記の視点を視野に入れながら考察を試みた。第1は個人的感性または表現の発露としての様相の観察である。例えば長年月にわたって穏やか色を嗜んできた住宅街に、突然原色の建物を持ち込む適否とシチズンシップとの関係を問うことである。

第2は都市環境に必要な原色や高彩度注意色の再確認である。たとえば赤い消火栓や郵便ポスト、信号灯、また歩道の黄色い誘導ブロックなど高齢化、情報社会を迎えるほどに必要な環境機能色についての認識である。

第3は金沢市の景観形成で原色の建物をどのように扱うかについての考察と規範との照合である。当然のことながらこれらの要因は複合的に働くが故に、観察も双方向を見据えてのこととなるが、ここでは何よりもまず、原色の建造物がどこにどのようにあるかについての実体を調査分析することとした。

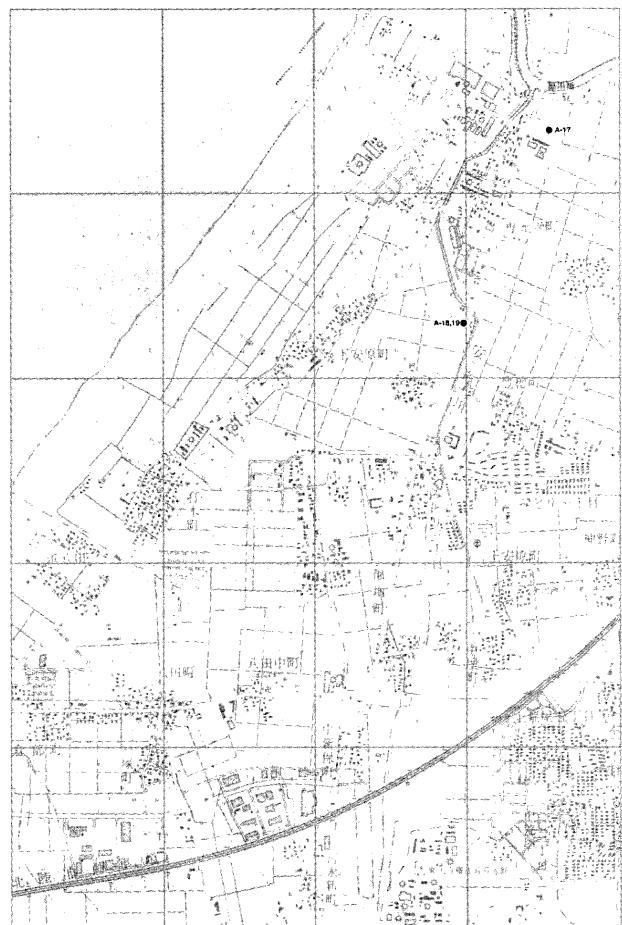
1) 色彩調査

資料の収集はフィールドサーベイによる地域及びタイプ別の色彩分析を試みた。

- ・日時：1998年（平成10年）3月31日（火）～5月29日（金）の間の快晴または晴天日、および時々曇り日。色温度を考慮して午前10時頃から午後3時頃まで。
- ・地域：石川県金沢市 人口／457,000人 世帯数／176,000世帯 面積／467平方キロメートル（市街化区域および市街化調整区域、市街化不向き地、一都市農業地、緑と自然の確保地）
- ・調査者：当該研究者／金沢美術工芸大学色彩研究室
- ・撮影及び資料整理協力：金沢市まちなみ対策課
- ・対象：金沢市地域内の「目立つ色彩の建物」を可能な限りの全てについて調査。
- ・調査手法：車窓調査（Windshield Survey）によりカラー写真撮影 走行距離、約500キロメートル
- ・撮影数：目立つ色彩の建物、約500件（約1,000色）
- ・分析手法：建物の色のダイレクトカラープリントより測色機器にて直読。UCS（等色空間）色度図で表示、Munsell値 HV／C表色 機器＝Σ90（日本電色（株）Color Mesuring System）



(図1)



(図2)

2) 調査地域及び原色建物分布状況

調査地区のうち原色の建物が最も多く見受けられた南部住宅商業地区（第4調査地区）、中央業務住宅地区（第7調査地区）、北部住宅開発地区（第11調査地区）については色差計測値を添え考察した。他の9地区については分布状況図とその巡検判断によるまとめとした。なお中山間地区（薬師町、市瀬町、二俣町、湯涌町など）では原色の対象物件が見当たらなかったため原色地図の作成は行わなかった。

- ・第1調査地区：金沢港地区／金石西2、金石本町、普正寺町（図1）
- ・第2調査地区：海岸部平野地区／専光寺町、安原町、みどり、上荒屋、打木、北陸自動車道沿い地内（図2）

・第3調査地区：金沢新港周辺地区／石油基地、大野町、五郎島町、栗崎町、御供田町、湊4、畠田町、戸水町、金石北、寺中町（図3）

・第4調査地区：南部住宅商業地区／北陸自動車道地内、藤江北、佐奇森町、松村、赤土町、二ツ寺町、二宮町、藤江南、袋畠町、示野町、桜田町、西部緑地公園、北塚町、玉鉢、新神田、米丸町、入江町、間明町、進和町、古府町、松島町、東力、森戸、保古、八日市、押野、米泉（図4）

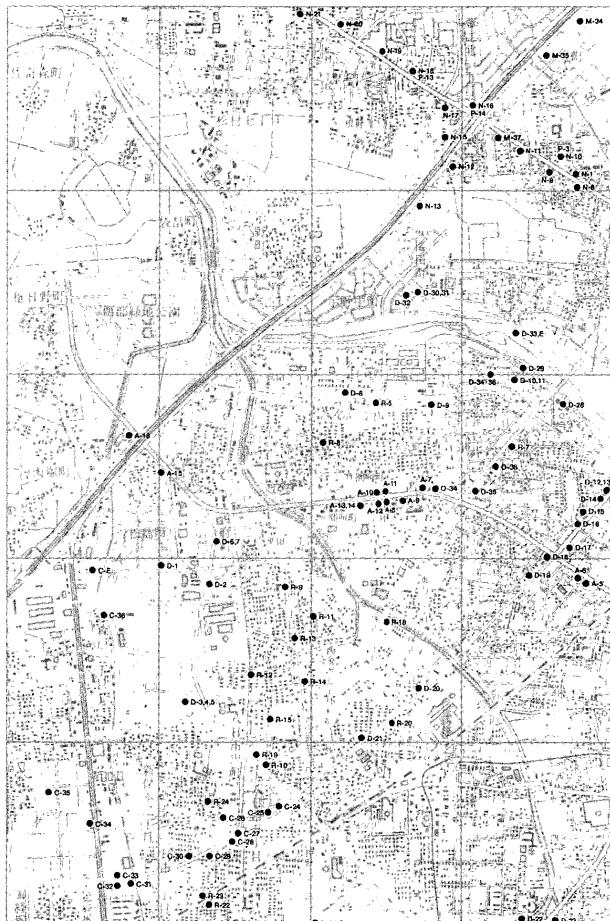
☆第4調査地区色差図（表1）

・第5調査地区：南東部丘陵開発住宅地区／横川、押野町、馬替、三馬、高雄南、大額町、額谷町、四十万町、光が丘、八日市、額新保、野々市町の一部（図5）

・第6調査地区：北部開発地区／向栗崎、蚊爪町、



(図3)



(図4)

東蚊爪町、大浦町、木越町、北間町、大河端町、近岡町、間屋町、千田町、三屋町、三口町、直江町、松寺町、割出町、田中町、三浦町、南新保町、諸江町、磯部町、高柳町、大友町 (図6)

・第7調査地区：中央業務住宅地区／西念町、北安江町、神宮寺、長田本町、京町、浅野本町、広岡町、昌永町、堀川町、若宮町、二口町、長田町、此花町、瓢箪町、小橋町、元町、本町、中橋町、元菊町、昭和町、安江町、芳斎、彦三町、森山、東山、橋場町、十間町、武藏町、玉川町、三社町、豆田本町、本江町、長土塀、大手町、兼六元町、小将町、尾山町、東兼六町、兼六園、広坂、高岡町、香林坊、片町、中央通町、長町、御影町、茨城町、本多町、石引、笠舞、菊川、城南、法島、幸町、寺町、野町、弥生、泉野、泉野町、神田、中村町、増泉、泉本町、泉、

西泉、泉が丘 (図7)

☆第7調査地区色差図 (表2)

・第8調査地区：南西部住宅地区／十一屋町、平和町、久安、有松、泉野町、若草町、緑が丘、泉野出町、長坂、寺地、伏見台、円光寺、富樫、窪、三馬、高尾、高尾南、山科町 (図8)

・第9調査地区：金沢東I.C地区／北陸本線、八田町、忠繩町、大場町、北森本町、南森本町、弥勒町、福久町、塙崎町、岩出町、吉原町、金市町、荒屋、百坂、横枕町、法光寺町、疋田町、柳橋町、神谷地、小坂町、三池町、月浦町 (図9)

・第10調査地区：小立野台地地区／鳴和、大樋町、鳴和町、小金町、森山、山の上町、御所町、山王町、卯辰町、子来町、常盤町、暁町、扇町、天神町、横山町、材木町、桜町、鈴見町、田井町、若松町、

小立野、石引、宝町、三口新町 (図10)

- ・第11調査地区：北部住宅開発地区／田上町、田上新町、三口新町、西大桑町、野田町、涌波、田上本町、館町、大桑町、つつじが丘、館山町、永安町、太陽が丘、末町、三小牛町、別所町、蓮花寺町、辰巳町、天池町、山川町 (図11)

☆第11調査地区色差図 (表3)

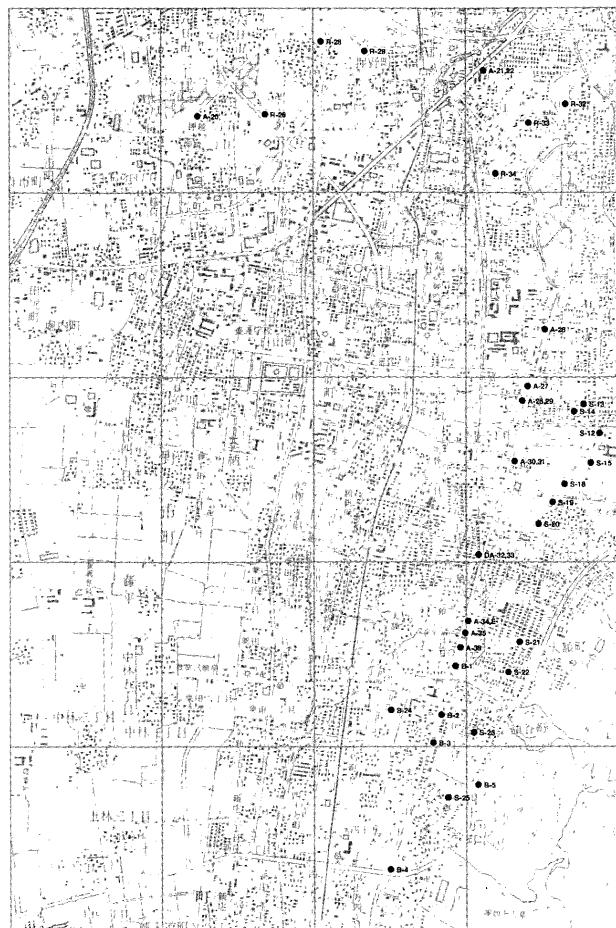
☆第5、8、12地区のHV/C (Hue & Chroma) (表4)

☆第5、8、12地区のHV/V (Hue & Value) (表5)

3) 「原色の建物」撮影備忘録

第1日：平成10年3月31日 (火) 9:30-15:00／曇り
南部地域等／200ha／主要街路走行距離約100Km

- ・北欧風カーペンターカラー (ストロングカラー) をどのように評価したらよいか。
- ・ガソリンスタンドの全国画一展開のC.I.カラーにどう対応すべきか。ガソリンスタンドのC.I.色は景観形成に於いて特別扱いする必要があるのか。
- ・ついでながら広告看板の乱立による景観破戒は目を覆うものがある。
- ・野々市町と金沢市のように隣接する行政地域での施策の違いがもたらす景観のアンバランスに如何なる対応をすべきか。
- ・住宅街に突然現れる原色、高彩度住宅の迷惑をどうするか。
- ・都市郊外化地域における多くの高彩度色彩建物の



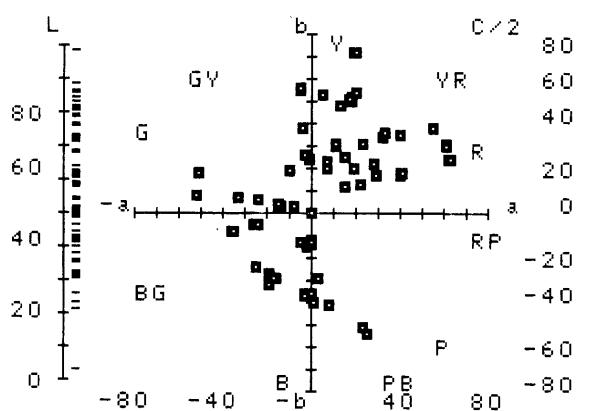
(図5)

出現と快適環境形成施策への問い合わせ。

- ・大小を問わぬ商業業務施設の原色使用例多数。
- ・伝統都市金沢の温もりに反した街の色によって分断される善隣、シチズンシップの崩壊を心配する。
- ・実態把握によって都市環境の形成と色彩誘導の必要性が明らかとなる。
- ・上位法との関係での色彩景観。／憲法における表現の自由、建築基準法、屋外広告物法、景観条例、地区計画、町並み協定、小町並み協定など。
- ・分かりやすい施策の提案。
- ・誘導を受ける市民の利益とは。

第2日：平成10年4月3日 (金) 9:15-15:00／晴れ
北部地域及び山の辺地域等／200ha／主要街路走行距離約100Km

- ・太陽が丘住宅団地の色彩整合を評価。



第4調査地区色差図 (表1)

- ・黒い甍の波が崩壊寸前の感じあり。
- ・原色の建物を良しとする立場の事由は？。
- ・公共の空間認識に大きな差異がある。
- ・果して色彩修復は可能か否か。

第3日：平成10年4月6日（月）9:30—15:00／曇り時々雨

中央部地域等／200ha／主要街路走行距離約100Km
・カラーサイジング壁採択のプロセスと建物の高彩度化の関係に注目。

・インターネットにて原色の建物と景観保全について問う必要を感じた。
・全国展開の業種とシンボルカラーの地域らしさの在り方をどうとらえるか。
・紅柄色の外壁色と金沢での位置付けについて。

第4日：平成10年4月7日（火）13:15—16:00／曇

り時々晴

市街俯瞰撮影①金沢大和デパート屋上②金沢日航ホテルヘリポート／130M

金沢市駅西地域／主要街路走行距離約30Km

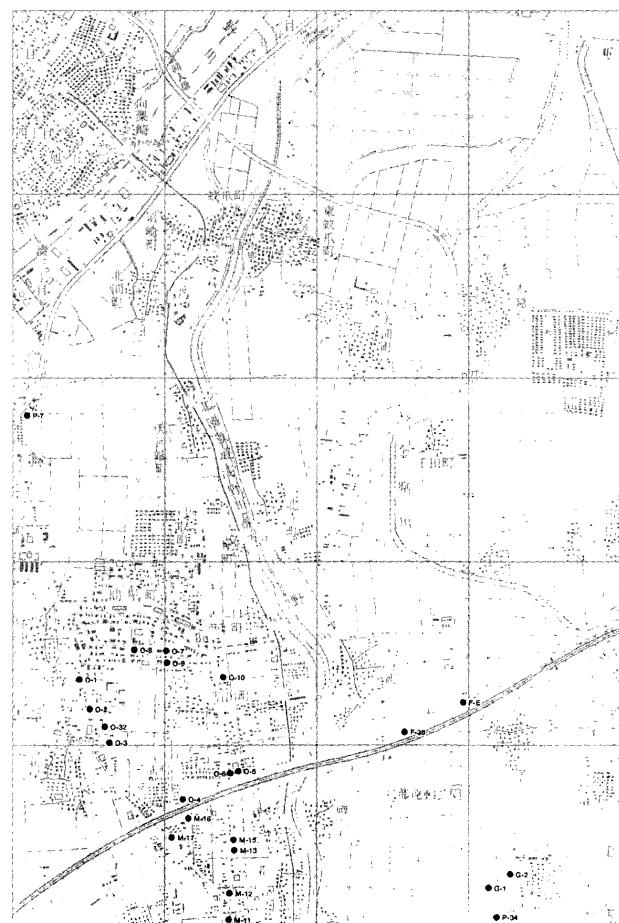
・通称50メートル道路の色彩誘導に赤信号。
・金石街道に不快な色が多くあった。
・俯瞰景観からはまだまだ金沢らしい色調が保全されていることを確認出来た。

第5日：平成10年4月21日（火）13:00—15:30／晴れ
金沢港、金沢新港方面

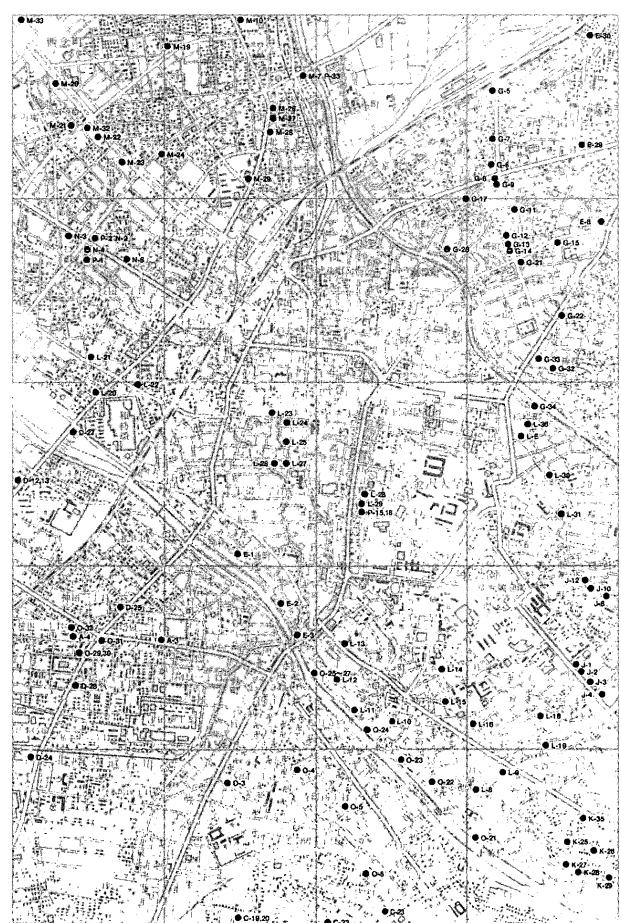
・物流集散機能とポートアメニティー享受の複合景観の形成に期待。
・大野町の色彩整合を評価する。

・洋上から見る港景観に留意する必要あり。

第6日：平成10年5月19日（火）13:00—16:00／快晴



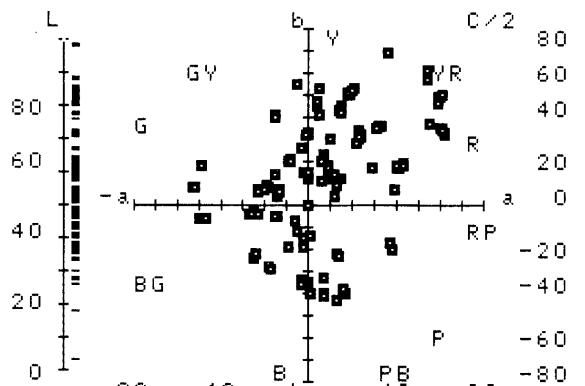
(図6)



(図7)

金沢港方面から北部山の手地域

- ・強烈な色彩の建物が点在している。
- 第7日：平成10年5月29日（金）9:30—14:00／晴れ
南部撮り残し地区再訪。
 - ・児童公園の遊具色彩はどこでどう決められているのか。
 - ・カタログ環境具の色彩を憂慮。
 - ・ハウジングメーカーの色彩計画を質したい。



第7調査地区色差図（表2）

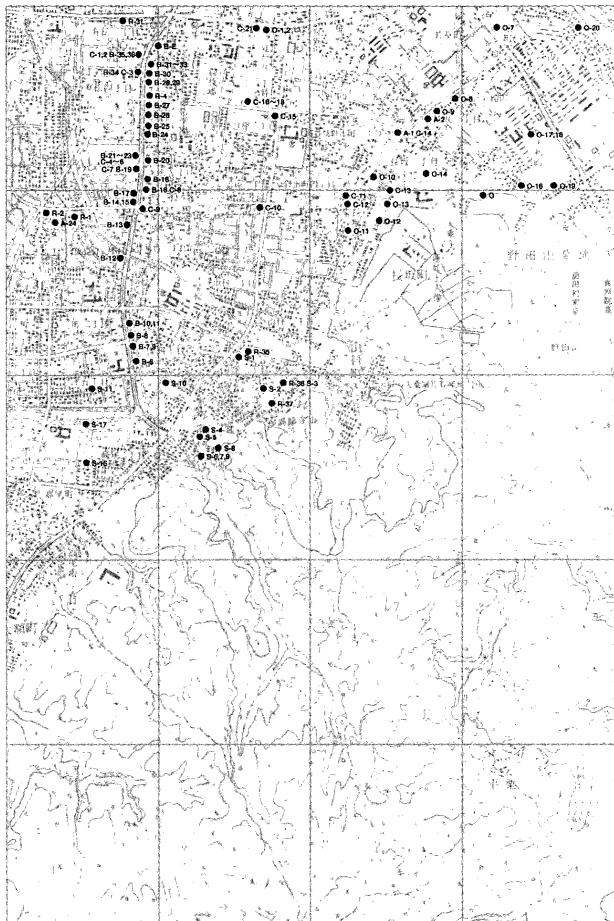
4) 考察

調査過程及びデーター分析から都市における原色の顯示が、先に述べた考察視点である個人の権利と社会規範及び利用機能とどのように結ぶかについての下記の知見が出来た。

①景観阻害色について。

いわゆる目立つ色彩の建物または原色への市民の関心の高さである。いわゆるとは世間で言われているようにとの意味で、かなりの時間を経てもなおかつ気になる建物の色のことである。前述したように、最近ではこのことを一括して騒音にあやかって騒色とも言うが、騒音は騒がしく不必要で障害になる音である。騒色は辞書にはないので時代の造語であろう。景観を阻害しないためには、原色が悪いのではなく、その色がそこにあって良いか否かを厳密に問うことが大切である。

②色彩誘導の在り方について。



（図8）

望ましい色彩を提示した施策に反映する規範と方法である。事例とした金沢市の場合は、1989年（平成元年）に公布した「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」に色彩施策の詳細な規範凡例が織り込まれている。表現の自由と公共の倫理の調和共存を大切にしながら伝統都市の美しい町並みを守ろうと言うもので、3つの指標理念を掲げている。

- 1—公共の色彩として合意を得るための努力をする。
- 2—街・町の色彩を最小限誘導する。
- 3—望ましい色彩を計画する。またこの施策の運営組織は、金沢市長↔助役↔都市政策部長↔まちなみ対策課↔都市景観審議会（建物／屋外広告物など5専門部会）が有機的に協同する。

原色の建物の色彩規制または誘導、修復の方法は、

金沢市の景観条例に参考色とされている下記③に示す金沢の規範色との調和を念頭に、互恵互譲の精神と民主的な届出手続きをもって、市民として未来の過去責任を全うすることである。長い歴史に培われた伝統都市金沢の公共空間を恣意的に騒色占有することは、シチズンシップに反することで許されない。

本調査から知見された色彩様相は、この市民合意とはかなり乖離したところにあった。したがって一層の理解と協力を得るために、PRや基幹教育に於ける啓蒙など次善の施策が必要である。

③規範色彩について。

金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例（通称金沢市景観条例）の運用ソフトである、金沢市都市景観形成基本計画及びその資料編には、金沢の地理的、歴史的、風土的要因を踏まえた色彩譜としてその活用例が示されている。一部を示すと、基調色＝焦げ茶色（5YR 3.5/2）、朽葉色（5YR 3.5/2）、補助支援色＝老緑（4GY 5.5/2.5）、常盤緑（4.1G 8.8/3.4）リーフグリーン（4GY 8.8/3.4）アクセントカラー＝金茶色（7.6YR 6.2/7.6）などである。精神規定を含めた目標とする配色は『類似的な調和』による色彩景観の形成が示されている。なお消火栓や郵便ポスト、黄色の視覚誘導ブロックなどの在り方については現状を了とし、別途知覚科学からの知見を待ちたい。

5) 結果

調査で明らかになった高彩度顕色景観は一層の加速が予想され、予後の心配が交錯した色彩景観地図となった。

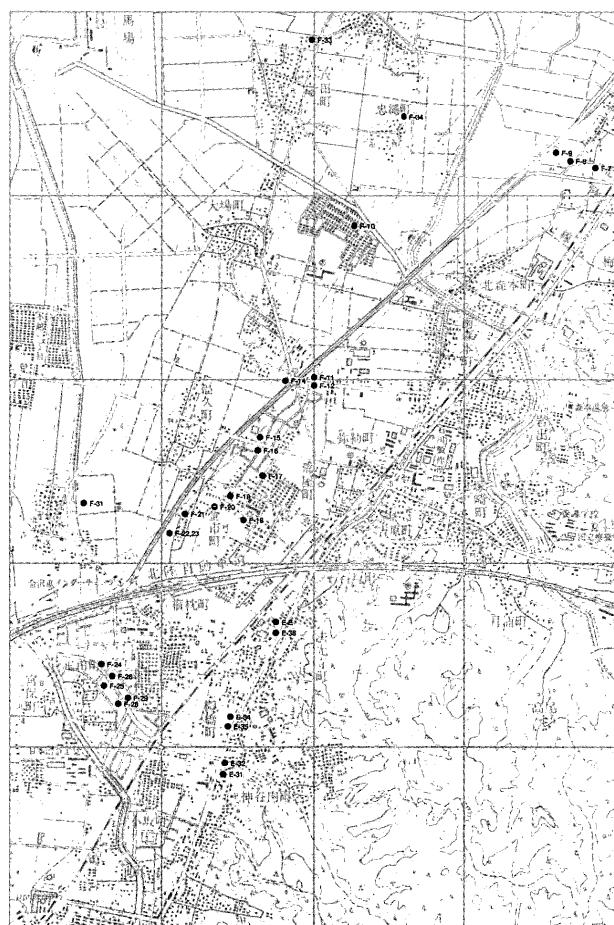
騒色危惧地区の色彩觀相は次の通りである。

- ・南部住宅商業地区（第4調査地区）では、1960年代の激しい第1次スプロール化の波を引き継いだ人口増加と、商業業務混在の地理的有利さが都市文化の新しさの拠点地を自認する色彩空間を形成した。したがって文化のアンテナ地区と見做すか、保全警戒地区と見做すかが伝統都市の空間倫理から問われる。

再度既報¹ のイギリスに於ける都市周縁問題への

対応に学ぶことの多さを感じる。

- ・中央業務住宅地区／伝統環境隣接地区（第7調査地区）では、1968年（昭和43年）に制定された金沢市伝統環境保存区域を抱え、最も金沢らしい色彩様相が期待されると地区である。しかしながら網の目をくぐるかのように、前掲の色差図に見られるような激しい色彩の建造物が混在しはじめている。ここでも色彩病理の伝染転移が確認された。景観条例の順守が切望される。



(図9)

- ・北部住宅開発地区／伝統環境隣接地区（第11調査地区）は、開発から一周遅れのトップを誇る伝統環境の保全地域であったが、調査で例外でなくなりつつあることが明らかとなった。隣接する東山1丁目の「ひがし茶屋街」は国の重要伝統的建造物群保存

地区指定に向け、平成11年度から文化庁と金沢市が保存計画の策定を進めている。それゆえに色彩景観の保全にさらなる留意が必要である。

おわりに

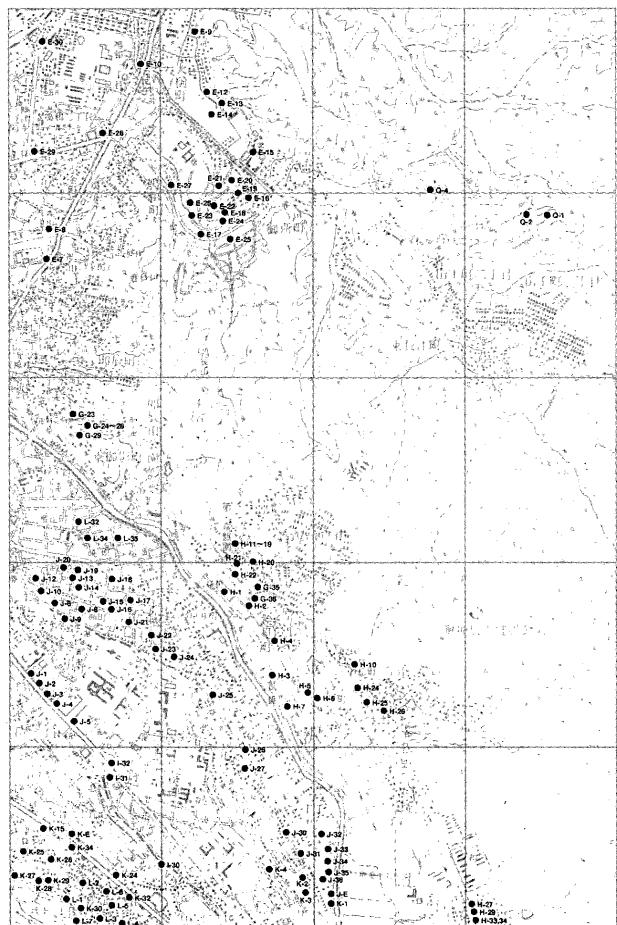
「原色の建物に規制を…」の見出し、北國新聞、昭和47年4月14日（1972年）は、美しい甍屋根のつづく風景を常としてきた金沢市民に、色彩から歴史的伝統都市の景観価値を問う大きな出来事であった。事由は名勝兼六園の近くに建てられたビジネスホテルの高彩度な黄緑色である。原色の規制を唱えたのは金沢商工会議所である。色彩が都市環境に関わる初期の事例として全国的にも論議と行方が注目された。

しかしながらその後4半世紀を経た今日、全国の都市がそうであるように、高彩度の建物が金沢にも点在するようになり都市観相は一変した。ちなみにこのことは都市だけではなく農村にも及び、美しい農村景観崩壊の危機が心配され、当該研究者も別途共同研究中である。² 色彩文化が来る世紀のさらなる環境問題となってきたことを裏付けている。2000年に関連してこんな例も起きた。東京都バスのボディー全体を広告面にしたラッピングバスによる景観争である。石原都政による収入源確保のアイデアであるが、1981年に論議を呼んだ「黄色い都バス」の好悪問題とは異なり、赤字財政の改善と景観形成が一体的に問われる複雑な都市問題となっている。たしかにラッピングバスは、アムステルダムなど海外の多くの都市でそのアイデアやデザインの良さにおいて街を楽しくし、景観の支援にも役立ち一定の評価がある。かつて石原都知事は、1976年12月23日発足の福田内閣の環境庁長官時代に、いち早く屋外広告物の騒色問題をとりあげ由々しきこととコメントをしている。その経緯から推測すれば、このことの解決は東京にふさわしい快適なデザインの提案からということになる。いま各都市は1998年5月から6月にかけて公布された、まちづくり関連3法案（大規模小売店舗立地法＝大店立地法／中心市街地活性

化法＝市街地活性化法／改正都市計画法）の対応に懸念である。規制緩和の波に乗った国策は1,000平方メートル以下の小売店舗開設の無条件化や、立地認可権の市町村委譲などを促しているが、この流通変革が都市景観に及ぼす影響は予測不可能である。21世紀を迎えるわが国の都市景観の保全形成は、個人、集団、社会に於ける外乱要因を誘発する知覚情報の整序が中心とならねばならない。その繋ぎ情報として色彩が一層重要であることを知り得た調査であった。

☆観察事例／原色の建物（写真1—写真15）

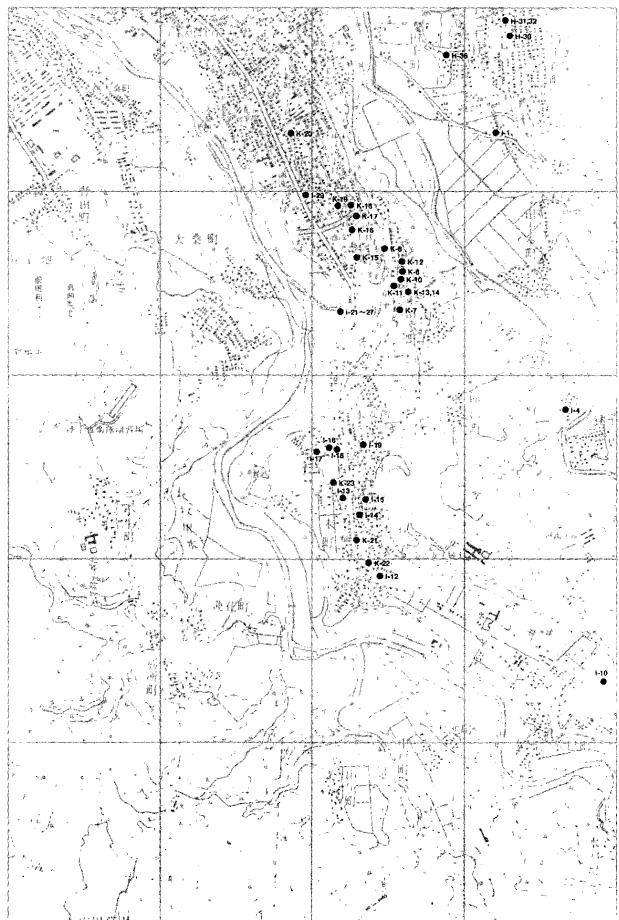
なお当該研究シリーズは、筆者の定年退職につき本稿をもって終章とする。既報の表題を記し、併せて調査研究にご指導、ご支援を賜った諸氏に謝意を表したい。



(図10)

●色彩環境論

- (1) 土木と色彩。(34号・1990)
- (2) 都市問題に色彩を問う背景について。
(35号・1991)
- (3) 環境の改善に寄与する色彩学。(38号・1994)
- (4) 公共の色彩学。(39号・1995)
- (5) 集会都市の色彩比較について。(40号・1996)
- (6) 世界遺産の色—白川郷・五箇山の合掌造り集落
(41号・1997)
- (7) 農村景観の色彩について。(42号・1998)
- (8) 景観形成と色彩施策—金沢都市美文化賞の20年
—1978~1997。(43号・1999)
- (9) 景観保全と色彩誘導について・金沢①
—都市周縁問題一。(44号・2000)
- (10) 本稿

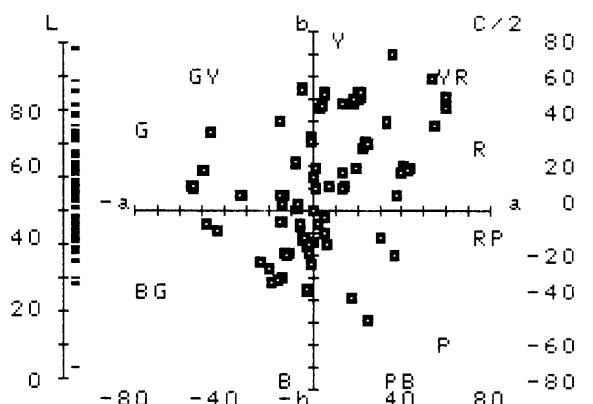


(図11)

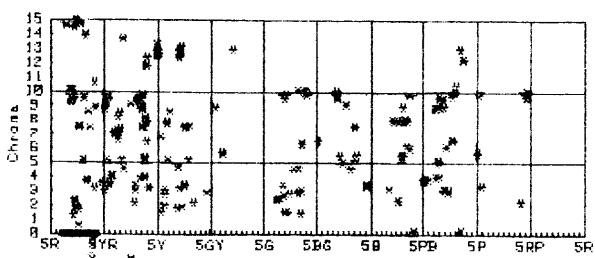
注

- 1 「色彩環境論(9) 景観保全と色彩誘導について
・金沢①—都市周縁問題一／金沢美大紀要第44号
(1999)
- 2 「農村環境整備における色彩コントロールのあり方についての検討」多摩美術大学他、共同調査研究グループ

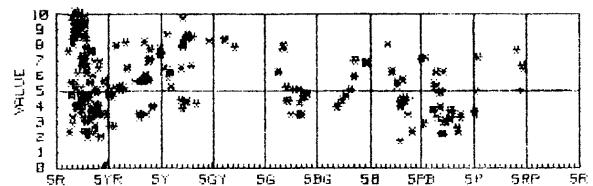
(やまぎし・まさお 色彩学)
(平成12年10月27日受理)



第11調査地区色差図 (表3)



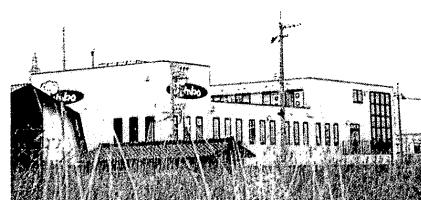
第4,7,11地区のHV/C (Hue&Chroma) (表4)



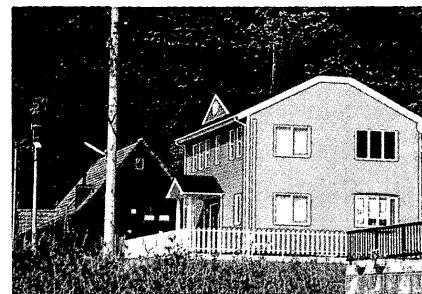
第4,7,11地区のHV/C (Hue&Value) (表5)



(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)



(写真5)



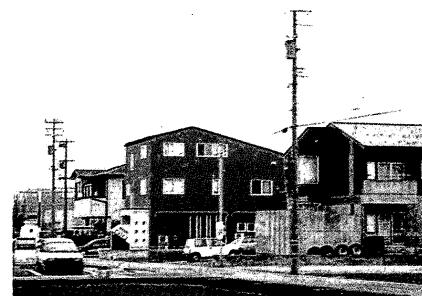
(写真6)



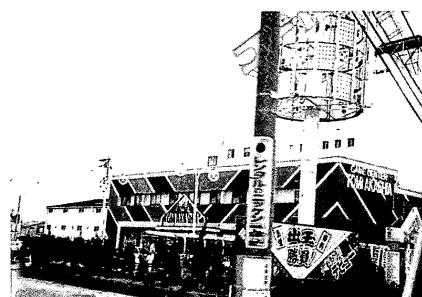
(写真7)



(写真8)



(写真9)



(写真10)



(写真11)



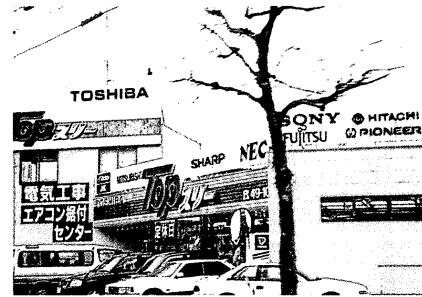
(写真12)



(写真13)



(写真14)



(写真15)